武家名目抄稿

居所部附録二

二

和書門
類
二五二〇六號
七七函
一一架
四五六 四四九冊

内閣文庫
和書
類
二五二〇六號
四五六冊
一五三函
一一架

内閣文庫
番號 和 25206
冊數 457 (172)
函號 153 275

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄稿第二　二冊

居所部附録二　目録

奥ノ殿
御帳臺
ゆくゑん文
留守所
殿守
侍

国立公文書館
National Archives of Japan

侍ノ縁
外侍
小侍
遠侍
西侍
廐侍
御會所
祈祷所

新造御壇所
對屋
御作事之間
弓場
庭の座
馬場桟敷
馬サクリ
檜皮葺屋

国立公文書館
National Archives of Japan

萱屋
萱葺屋
蘆葺
健児所
四阿 又東屋 西下
平屋
毋屋
弘庇

簀子
竹のすのこ
坊舎
くすや
妻戸
切妻戸
狐戸
沓脱

国立公文書館
National Archives of Japan

庄庫
木屋
廣簷
居所
道場
第宅
屋鋪
兵庫屋鋪

假屋
御旅館
宿所
小屋
荒座小アカリノ坐
あらた
番所
遠見番所

国立公文書館
National Archives of Japan

武家名目抄稿第二冊

居所部附録二

奥ノ殿

粉井日記云當家御使者ナトノ參候時モ元龍ノ御代ニハ案内モナク直ニ奥ノ殿ニ通リ万端ヲ申入候逗留ノ内ハ晝夜トモニ御相伴ニツメ候テ上方ノ事當家旗下ノ国〻マテノ事委細ニ聞カレ密談ト

モ候去ホトニ兩家ノ人ハ一躰ニテ隔ハ
ナク候

御帳臺

吾妻鏡云承久元年二月十五日二品御帳
臺内鳥飛入
義時記云ふしさ里々ちやうさいへつ
と入坂老ちくきそもりとなりみこし
て太刀をぬき

御くしんそのま
女房ハ實云ハ女ハ所のもれハとハハ
ふさ田のこ上らハ毎ちハきん毎いその
ゆとのうへまてハハちゆちもそ海
いちをひ

留守所

吾妻鏡云文治五年十月廿二日戊申可遂

出羽国地検之由被仰置留守所御進発之
後地頭等然中云地検之間可顛倒之旨
留守張行之由云々

殿守

氏郷記云蒲田ノ城主日置大膳亮トテ大
剛ノ人滝川ヲ見次ン為千余騎ニテ馳来
ル中略殿守ヲハ滝川被持シカハ門矢倉ヲ
八日置被固ケリ

十七

見聞雑録云堀久太郎秀政ハ山崎表ヲ主
山堀尾茂介ト存ス山崎ハ一番合戦ヲ
打勝十三日夕方ハ明智ハ敗軍ヲ見渡シ
秀吉不陣ヘ乗寄家子共者ハ皆悉ク集
ハ安土ヘ先ヲ以テ敵後追落シハ丹情ヲ以
尽シ殿守ヲ焼ハ可仕ト云ヒ此者共
ニ急ギ火ハ殿守ヲハ焼ヲ右猶ヲ云シ

侍

ものがたりに云 中納言実むね卿 東下向の条

ちゑ堂の仏よりはじめとして 寺のともがら

いひあはせて

吾妻鏡云 建暦二年七月九日 今日御所侍

被破部之被寄附寿福寺 即可被新造云々

侍ノ縁

義経記云 鬼一法眼の條 れをうしなひ入て見給

へは侍れ共 ちんのきたなき十七八なる童

一人たてすゑて

外侍

義経記云 ちんせんの気むさしさういなく

そのたちまへとさつらひのそんのき

もをとりくうちをさしれそきて参ハ

くてんきん高と今はりあり

小侍

吾妻鏡云 仁治二年十二月八日 小侍所番

帳更被改之毎番堪諸事藝能之者一人必
被加之
又云仁治二年十二月廿一日天晴將軍家
若君御前御乘馬始也及晩於小侍小庭有
此
遠侍
[illegible]記云遠侍ひさしの人とも
人も[illegible]中[illegible]
成氏年中行事云殿中朝ノ御堂ノ條ノ遠侍ニハ高
盛物ニアリ一ニハ八枚葉一ニハ八瞽也
西侍
吾妻鏡云文治五年四月十八日北條殿三
男十五歳於御所被加首服東燭之程於西侍
有北儀
又云建保三年八月廿一日戊申已尅鷺集

御所西侍之上

又云寛元二年四月廿一日將軍家若君御元服也藏部正晴賢朝臣持參日時勘文前美濃守親實朝臣於西侍取之經廊根妻戸入寢殿西面妻戸置御座前將軍家覧之

厩侍

吾妻鏡云寛元五年六月一日令郎従友野大郎此所案内者也窺館内之処所積置于厩侍之鎧唐櫃假令百二三十合欲之由達于氏信云々

御會所

満濟准后記云正長二年三月九日今夜室町殿様御元服云〻可參御加持之由大館中務少輔參申之間經宸殿南戸床參御會所御裝束御着用所也

又云同年九月十六日今日室町殿様日吉

御参詣御加持ニ参畢云々於御會所御加
持有之

祈禱所

太平記云天龍寺建立条将軍モ左兵衛督モ此儀
尤トソ被甘心ケルサレハ煩テ夢窓国師
ヲ開山トシテ一寺ヲ可被建立トテ亀山
殿ノ舊跡ヲ点シ安堵周防ヲ料国ニ被寄
天龍寺ヲソ被作ケル此寺五山第二ノ列
ニ至リシカハ惣シテハ公家ノ勅願寺別
シテハ武家ノ祈禱所トテ一千人ノ僧衆
ヲソ被置ケル

新造御壇所

満濟准后記云応永廿五年八月十日今日
御所様渡御壇所新造壇所初光儀之間旁
為祝申万歳嘉壽盆一枚繻子一端御料紙
等進之畢自御所様以一色兵部少輔五千

足御折紙拜領之新造壇所祝着儀候不存
寄御沙汰之次第祝着過分此事也十四日
月次北斗法始行伴僧六口供料二千疋道
對屋
吾妻鏡云兼久元年十二月十一日有對屋
以下作事定
御作事之間
吾妻鏡云文治四年七月十一日乙巳六條
殿御作事二品御知行国役者為親能奉行
以大工国時欲被造進遠江国所役事被下
御教書今日到来則被付彼国司義定云ト
六條殿御作事之間六條面築垣一町門等
可被進者依院御氣色執達如件六月廿
七日遠江守殿權右中辨
弓場
吾妻鏡云文治五年正月三日今日為良辰

之故可有御弓始之由被仰出先召下河邊
庄司行平取弓箭進寄弓場無左右蹲于
前方刷衣文
庭の坐
梅松論云当時上れ代皆以将軍家此後
見とし〻政務を申行ひ天下を治め武義
相模国の司をもく職として一族の中の器
用を撰ひ著し〻法下文下知等を将軍より伝ら
ゆ〻しく依て中沙汰ならん元亨以後弓
場始庭の座貢馬隨兵下れ所役の輩諸
侍ともに対して八傳家此義を存す是を小
をいくは家督を傳家と号す
馬場桟敷
吾妻鏡云建暦元年八月十六日相州令参
宮給将軍家為御見物御出馬場桟敷
又云延應元年八月十六日癸丑將軍家為

覽流鏑馬出御馬場御桟敷

馬サクリ

太平記云（上ノ巻畠山流罪死刑條）時シモコソアレ霑

交ニ降時雨面モ打カ如クニテ僅ニ細キ

田ノ面ノ道上ハ氷レル馬ザクリ踏ハ深

泥膝ニアカル蓑モナク笠モ著サレハ膚

マテヌレ徹リ云し

檜皮葺屋

吾妻鏡云正嘉二年五月八日丁巳尾張前

司山ヽ被新造檜皮葺以下数宇五月営作

之例雖無之將軍家依可有入御終其功

萱屋

源平盛衰記云其日兵衛佐館ヘト向ハス

五間ノ萱屋ヲ理テ屹飯エタカニメ云し

萱葺屋

蘆葺

吾妻鏡云治承四年十月廿五日入御松田
御亭此所中村庄司奉仰日来所加修理也
侍廿五間萱葺屋也
庭刈往来云寢殿者萱葺板庇廊ハ渡殿
者板葺侍ハ厩舎所囲塀者ハ問葺問所
公文所雑所蔵所贄殿弓部屋四阿屋機殿
健児不葺萱葺可支度也
健児所

庭刈往来云弓部屋四阿屋機殿健児所者
蓋萱葺可支度之
四阿 又東屋 西下
倭名類聚抄云四阿唐令云宮殿皆四阿和名
阿豆 高夜
義経記伊勢三郎の義経の家来の事
一川玉造あるを見うとれ白しくて竹の
すいうきまはれの板戸をとてさり

道照西草云東屋四阿とかきてあれまやと
よむせ西下と書くまやとよめる四阿ハ
而造りホ四方ホ形あるべくあまこれ四方へ
をつるゝり俗東の部ホ
あれまやあれまやのあまりのあはそし
き我立ぬきぬこれを知らせ

平屋

平家物語そきとよけ方へまとてさらひ

そゝらくうきとも言つりるゝやまれ
大物をはむきめりといひうれてれ大物を
こんれすけといふあひと平家を忘ぬや
にはせて
忘かやるむきめりいゝふれをくらん
けらとたのむすけ我おとゝく

母屋

長つかふあ物語之東と位中ハ関東下向の条参照ハ略

[illegible]めもらのそとおきしから
[illegible]

弘庇

義理記云判官自分[illegible]かきてのうしろ
ふあてと志ゆてんのとる木をえつきちぶ
川[illegible]れひろ部。[illegible]。ふとひ入

簀子

吾妻鏡云仁治二年八月十五日鶴岡放生
會也將軍家御出之期兵庫頭取御劔欲授
役人上総式部丞時秀之処御劔投落簀子
之上是非両人之失礼時之怪異也

竹のたれこ

常徳院殿御集馬昭記云松れ庭よくめすか
[illegible]若公様御ちやうをなく南れ竹。れ。
ごのと成[illegible]のはまをとりはかありく西の
御[illegible]んのうへに御立あり其内へい中門よ

王貴殿右馬殿坂を外級者糸云し

坊舎

子春物語云鵜川合戦條　第五九五廉第一ゝ隆

人もよほしあつめ見く鵜川をとしませて坊。

命一字もなこさん皆焼をらふ鵜川と云

は白山北未方なり此事仏へんとてすゝむ

老僧ゝ者ゝ智尺豊明宝蔵坊正智

学音士佐竹岡梨を進ゝ者ゝ白山ゝ社

八院乃大衆おもくをこりあひ数者を

の勢二千餘人同七月九日北善方小目代師経

ゝ鉢ちうこを押寄れ

くすゝ

大友興廢記云森伊豫守志賀道輝ハ伊

勢守宗ゝ事ハ多しく軍糸

豫ちうきく用意乃大久手いまつなけ大久

をいく十二月廿九ありつゝ思より同時

まとゝ火と焼とゝ火る城中多くすゝやあれは

切ひさゝ

妻戸

武雑記云妻戸此同かゝ事は沙汰は不承れ
但此事小出又は女房衆に為度しとる時は
妻戸の内より此方へ出るさやうの時は
砂をと立、年人出入斟酌可致に
奉公覚悟記云妻戸此かゝも常に出し後
に此事はさくすあるへし後中八中は及
ハすはりとくし師成ても妻戸とも
者甚省ぬきより引まはとれ事を面かゝ
のうちも程まとすあるとも妻戸乃
形れ通せ的の引れより少大とれて河原
者作こなり見てしよ此れ妻戸をを居
き也

切妻戸

吾妻鏡云康元二年二月廿六日奥州起侍

坐経廊西縁被候切妻戸底

孤戸

著関集云彩光庭の方をえやりすまりされ
ば童を一人いましめく童とりあり
やとしく彩伝あきふいましめく童と
ちゆたたそとひ　ときハ鬼角れとこと
ふ彩光聞ていりて鬼角ものと我あきて
いまはいましめ童ばとうたあうしあちゆ

のちうはかくあうとあるまきゆ
をといはきされた彩伝実はけるあとまは
とく郎男をよひてく彩ものとうふいあめ
させ市きは食強をとりあをまくまけば
根ホちうとくあくなり鬼角れ彩光れの彩
市をきくうり口指あれのあはとあれ今
取れうちはびはをもくもんするあれをと
思ひあうりなり重酌彩我はありて彩光

も解て卧如形仕も入ゟ今り取れ井ゟ
生ゟ有と不思自然寇覓の名れまくい間
めゟる縄金役ふゟ切てれうれ如あ脇戸ゟ
りゟて形光の移ゟる事天井にありこれ
天井ゟきゟ為ゟて落ゟりゟ有ゟ御負す
へきゟ事ゟ成ゟ為ゟ一と思ひさあらふかとゟ
形光も直人ゟ上ゟ早く出ゟりまゟり
落ゟりゟ有ゟは大事ゟりと思ひく天井ゟ

いとゟ切ゟりゟも大きふてんゟりもちいさ形も
のゟ者ゟそすゟきとゟいひく誰ゟ作とゟひ
ゟきゟは綱ゟ有ゟれりて条こり云と
義輝将軍御成記云永禄四年三月木下古御殿御
未迫御坐敷構北平張打為御未衛被退築
地西向被立冠木門破風狐戸用意候作事
奉行池田丹後守米村但馬守也

沓脱

義経記云（土佐房上るの条）義経乃村上ヶ条々と
ゆされゝゝ北南面北く。川。ゆ。き。小畏ほて歩び
ゝる

庄庫

吾妻鏡云文治四年六月十一日越後國大
面御庄御年貢事右件御庄文治元二両年
分運上領家（中納言道入）之旨沙汰人所申上之
由若有御不審者進雑掌於寺家可申散状
欠去年分早米者進納領家後米者或雖令
積戴未承着否或令納置庄庫

木屋

吾妻鏡云文治元年三月十八日於南御堂
番匠一人（字歓能）誤而自木屋上落地然而其
身無殊損

廣簷

長門本平家物語云（頼朝軍宣旨の条）多勝寺の命

り隨く安貞寢殿へ高藤縁の事一帖教く
簾をあゝらき立り廣簷ゝ禁縁の事を
一帖數ゝ康定を居させ如
居所
吾妻鏡云治承四年八月四日甲申敬位平
兼隆前廷尉歸山者伊豆国流人也依父和泉
守信兼之訴配于當国山木郷漸歷年所之
後假平相国禪門之權運威於郡郷是本自
依為平家一流氏族也然間且為国敵且令
挫意趣給之故先試可被誅兼隆也而件居
所為要害之地前途後路共以可令煩人馬
之間令圖繪彼地形為得其意兼日密々被
遣邦道邦道者洛陽放遊客也有因縁盛長
依挙申候武衛而求事之次向兼隆之館酒
宴郢曲之際兼隆入奥數日逗留之間如思
至山川村里悉以令図繪訖今日帰参云々

道場

松陰私語目録之五月十三日於茂沢道場天

用法生涯之事

第宅

卧雲日件録云享德四年正月五日曇芳瑞

西堂来中略又云大友宅菁以芳茨敷以弁淳

朴可喜也

又云寛正四年三月五日中略林光院主竺華

来因話法苑寺殿雪溪久佐鹿苑相公一日

聞人蒙罪而第宅被毀而欲息入府與相公

對汝之攻縦客曰在古則遭罪人不必毀其

宅乎

屋鋪

武林往昔日記云或人の語に付て八松平

三河守康孫公遠州濱松より此生方老て

比右平記評書をよ侍をくに夢あるを小長

崎新左衛門尉言資と云ふもの奉行職を為
きるに賄賂に拘泥せずして人の能
補割知行を當の次第使れ遠近善悪の別
有る事以下言物を取れさるよしを有る
のよは是を能しれれさに近付さるもの
よは主君に仕為ありとおそれ人を
思ひあて加ひ事をすゆるよりに人れ
ゆゑ後新事なく云し

松原自休手録云戸田少弼ハ廣忠ノ舅ナ
レハ家康ニハ継祖又也從田原駿府ヘ送
ラセ給ヘト被頼ケレハ息ノ五郎兵衛織
田彈正忠ヘ密通メ於塩見坂奪取之乗舟
至熱田篭置加藤屋敷被送幾春秋
後武家閑談云秀頼公薨れ時伏見より幼到
よく系内より太閤は二三日前大阪中
立寄の寄上義光の屋敷より住し系内のも

近なりうなり

當代記云慶長十六年正月三日江戸奥州
會津蒲生飛驒守屋形焼亡旧冬月迫將軍
奉レ入亭主正月二日會津被レ下於二路次聞一此
事播磨国主池田三左衛門屋敷類火但門
除二火難一屋敷何鹿相也
又云同年七月三日江戸井伊兵部少輔屋
敷ヨリ火出榊原遠江屋布及類火

兵庫屋布

松隣夜話云先ツ近辺ナリトテ上原兵庫
侍小路ニ押寄セ是モ同ク火ヲ掛ケ両方
ヨリ乱レ入ル兵庫屋布ニハ近所ニ焼亡
アリ馳合ントヒシメク

假屋

平家物語云 係板倉大方人北方ヒさとはみ
ゆ只鬼神乃為とそ見へ一居一も八

てぬゝ間をとつとそ作りかける三ヶ條騎
ゝ考あきともこひて者〳〵十方條騎とそ
きゝ元をる村上判官代康國ゝ在より火を
切て平家の屋形ゝ皆焼拂ふ
又云（光保）る此山はよとゝは一の谷の後鵯越
乃藁也通説は鉢屋ゝ後ゝ屋〳〵山方迄
〳〵ゝ焼ゝ暑後此名殘残まれゝり
大友與廢記云（宗麟上洛條）吉ヨ是濃ゝ屋〳〵糸

りゝ切りふしゝ仮屋ゝ仕雪ゝ仕ゝ
とゝ外ゝとりゝ手ゝ成ゝ仕ゝ者ゝ
屋ん仕すゝゝ仕ゝとりゝ仕ゝ
ゝ

日吉社室町殿參詣記云應永元年九月八
日社頭三塔集會議曰可早為寺家沙汰被
相觸三塔事右御社參來十一日可為早朝
之間任先例於馬場借屋辺可有大衆之參

向者也

関八州古戦録云武田勝頼滅亡條信長信州諏訪郡葛木ヲ経テ甲州臺ヶ原ニ着馬シ玉ヒケレハ瀧川一益俄ナル経営ナカラ新ニ假屋ヲシツラヒ置テ信長ヲ請シ入近習伽ノ面々マテ休憩ヲナサシメケリ

賀越闘諍記云於東庄大窪濱犬追物條此外伴ノ面々或ハ近所ノ大名見物ノタメ又ハ礼儀ノタメニ群集スル者其數幾ソヤ義景ハ則假屋ヘ入セ給ヒテソ裝束ナサレケル假屋ノ内ニハ磨キ付ノ屏風一双立ラレケリ

御旅館

吾妻鏡云文治五年八月廿六日発丑日出之程正夫一人推参御旅館辺投入一封状遂〻不知行方諸人怪之召覧之処表書云

進上鎌倉殿侍所泰衡敬白（下略）

宿所

奥羽永慶軍記云（最上義光騎馬御條）義光昨日山形ニ来リタマヘテ今度ノ役人安食大和守ヲ召レ騎馬帳ヲ見タマヘハ都合三千七百二十騎ノ有ケル義光此騎馬ハ皆々山形ニ相詰ケルカト問タマフ安食兼リ一騎モ不残相詰候ト申ス義光聞タマヒテ

ヨシ〳〵天童ニ出テ汰ルニ不及騎馬帳見テモ同前ナリ皆々帰スヘシト云レケレハ爰ヲ晴ト出立レ者共已々カ宿所ニツ帰リケル所ヽヨリ来ル見物衆モ皆々畏リケリ爰光父子三人其外一門モ假屋夥ク幔幕ヲ打セケルカ空クソヤミニケル

小屋

九

武藝叢話云天正六年五月三日北条合戦にて
長瀬小右衛門里母君に根の牛北舌のたゝし
にく勝曼院にて陳を合る後門強降参し
大阪北條氏寄手小屋へ物に出て衛ヶ小屋
千に根の牛北舌乃里母衣をみ付白布二
顛倒々
残しの合とる母衣差に角と事小屋あり
多集りく見とるとも也

荒屋 小アカリノ坐

武田射礼日記云小アカリノ座アラ坐トモ云付
ヘキ様布華ヲ四ノマヽ布テセトヲリノ
方ヲ廻リテ坐スヘシ逗留アレハ沓ヲヌ
ク也然ラスハヌクヘカラス沓ハクトキ
モ抜ニモ左ヲ先ニスヘシ
佐竹宗三聞書云荒坐を設事は的始きる
前に弓場の一方に六人ならひ設皮四折の
ましきりるゝ也其時華折まりねに又立

和を宝むる也因而ふる附た打板をきわを
元合て至く延也さて表皮を打板ホれう
けく板北上ヨく面俵の方と的の方と銭
必常元くサツて川合てをを生すへし
あらた

新田由良家伝記云貞氏公或年正月二日
乃狩の義りあること銭加元そと所筑紫来
高福寺和尚より仏物語今狩如新丸義を元中

仏ものも必主銭うへしホ所安拵仕事も新叶
仏田文ホ羅成仏新の義よくに写ちうら
なそ記と仏吟ハし八如尚ホ中仏一服目出
度仏義ハり田と書く新田とよみ仏進
付仏ホ仏あ拵うこそひ有写ホと新中仏元
きホより云く

番所

吾妻鏡云正嘉元年五月廿二日丙子安房

又太郎加小侍番帳日来者為レ非二番所一令二著
到也
毛利家記云秀元卿ハ先手ノ黒甲州ヘ見
廻玉レトテ御出有シニ加藤左典厩モ頓
テ御跡ヨリ見ヘ玉シ甲州ハ未陣屋ヲカ
ケ仕廻玉ハテ幕ニテマワリヲカコミ番
処三間程引退テ有シ
信玄家法云近習之輩於千番所假雖為留
主世間之是非并高聲可令停止之
藤葉栄衰記云城中夜討落城條忍ノ者城内ヘ心
ノ侭ニ忍ヒ入ル番所ヨリ夜討有ト告ケ
レハ城中ヲ守護シ残留タル者ニ周章騒
動シ定テ敵乱入レ暫ク防キ支度セヨ門
ヲ堅閉続松ヲ出セト訇リ廻ケレニ暗ノ
夜ナリケレハ何レヲ敵何レヲ御方ニ不
知敵モ味方モ乱レ合処ニ続松ヲ数多指

出ス云ヽ

遠見番所

新田老談記云小金井四郎右衛門ハ敵ヲ
思ノ侭ニ麓迫追下シ人馬ノ谷ヘ落テ木
石ニ當テ死タルヲ見テ中略小金井采女ヲ
坂井ニ殘シ置本城ニ歸テ御母公横瀬殿
鳥山浄仙ヘ合戦ノ次第ヲ被申宣ケレハ
何モ悦喜不斜夫ヨリ遠見番所ヘ登テ四
方ノ責口ノ様躰ヲ見物アル処ニ熊野、
ノ敵充満メ合戦最中ト見ル也横倉ヲ一
テ敵一人モ不逃可討留トテ新田口ノヽ
數引連寺ケ入ノ坂中陣備後陣備ヲ前ニ
當テ時ノ声ヲ上タリケリ

武家名目抄稿第二冊

明治十六年四月廿一日旧稿校正　小野由久

同年同月廿一日再校并書　青山景通

同月廿六日以旧校一校加朱　[illegible]

同十八年三月　校合　深澤政長

国立公文書館

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan